

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係わる落札及び契約締結は、当該契約に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和6年3月25日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 村田 有

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 高知空港進入灯台改良その他工事
(電子入札及び電子契約対象案件)
- (2) 工事場所 高知空港内
(高知県南国市物部)
- (3) 工事内容 本工事は、高知空港にある進入灯台の老朽化に伴うLED型灯器への更新、別途発注される消防庁舎用地造成工事に伴う受電柱の移設及びケーブルの切換並びに各施設を浸水から防御するための浸水対策工事を行うものである。
- 1) 進入灯台改良工事
- | | |
|---------------|----|
| 標識灯設置 E-5D(W) | 2灯 |
|---------------|----|
- 2) 受電柱設置工事
- | | |
|-----------------------------------|-------|
| 受電柱設置 | 1式 |
| 配管敷設 VE22 | 15 m |
| 配管敷設 SGP80A | 11 m |
| 配管敷設 G36 | 7 m |
| 高压ケーブル敷設 6kV EM-CET(EE) 38sq (官給) | 261 m |
| 制御ケーブル敷設 EM-CEE 10C-2sq (官給) | 253 m |
| 制御ケーブル敷設 EM-CEE-S 3C-2sq (官給) | 253 m |
| ケーブル接続材 | 1式 |
- 3) ケーブル敷設工事
- | | |
|-----------------------------------|---------|
| 高压ケーブル敷設 6kV EM-CET(EE) 22sq (官給) | 2,198 m |
| 光ケーブル敷設 EM-GI-50/125-2C | 36 m |
| 光ケーブル敷設 SM 9.2/12.5-4C | 56 m |
| 制御ケーブル敷設 EM-CEE-S 8C-2sq | 36 m |

	制御ケーブル敷設	EM-KPEV-S 1P-1.25sq	36 m
	ケーブル接続材		1式
4)	浸水対策工事		
	開口部止水		1式
5)	撤去工事		
	標識灯設置	E-5D	2灯
	受電柱撤去		1式
	配管撤去	SGP80A	8 m
	配管撤去	VE22	15 m
	配管撤去	SGP65A	7 m
	配管撤去	G36	7 m
	高圧ケーブル撤去	6kV EM-CET 38sq	210 m
	制御ケーブル撤去	EM-CEE 10C-2sq	201 m
	制御ケーブル撤去	EM-CEE-S 3C-2sq	201 m
	高圧ケーブル撤去	6kV EM-CE 3C-14sq	122 m
	高圧ケーブル撤去	6kV CV 3C-14sq	2026 m
	光ケーブル撤去	EM-GI-50/125-2C	69 m
	光ケーブル撤去	SM 9.2/12.5-4C	38 m
	制御ケーブル撤去	EM-CEE-S 8C-2sq	69 m
	制御ケーブル撤去	EM-KPEV-S 1P-1.25sq	69 m
	処分費		1式

- (4) 工 期 契約締結日の翌平日から令和7年1月31日まで
- (5) 本工事は、入札及び契約等を電子調達システムで行う対象工事である。
 なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（I型））の対象工事である。
- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。
- (8) 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。
- (9) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。
- (10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104

号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (11) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 開札時まで大阪航空局の令和5・6年度一般（指名）競争参加資格者のうち「電気工事業」でA等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和4年10月3日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者（(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (7) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官大阪航空局長が定める資格要件を全て満たす者であること（詳細については、別添1「競争参加資格要件事項」を参照。）。

- (8) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

- (9) 入札説明書の交付を受けた者、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

3. 入札手続き等

- (1) 担当部局 別表1のとおり。
- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク
電話番号 0570-000-683 (ナビダイヤル)
03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)
- (3) 入札説明書の交付期間及び方法 別表1のとおり。
- (4) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法 別表1のとおり。
- (5) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法 別表1のとおり。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除。
 - 2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
なお、詳細は入札説明書による。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札価格であり、総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (5) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認
落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された

場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙契約方式承諾願を提出し、紙契約方式に代えるものとする。

(9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2.(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3.(4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時に於いて、2.(3)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(11) 契約後VEの提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(12) 施工計画に対する留意事項

競争参加資格の審査において、施工計画の提出がない場合又は他の入札参加者と本工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など施工計画の記載内容が適正でない場合は、競争参加資格を認めない。

(13) その他詳細は入札説明書による。

競争参加資格要件事項

件名：高知空港進入灯台改良その他工事

入札公告 2. (7)の「予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官大阪航空局長が定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。

- (1) 平成20年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の要件をいずれか満たす工事の施工実績（発注者は問わない。民間実績又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績も可とする。）を有する者であること（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

施工実績

同種工事

供用中の国管理空港、会社管理空港、地方管理空港、共用空港又はその他空港における、進入灯台（海外認定・表彰制度により認定された海外実績の場合は、航空法施行規則第114条に規定する進入灯台と同等の灯火）の設置工事又は自衛隊が設置する飛行場における、飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令第9条で規定する進入灯台の設置工事

類似工事

国管理空港、会社管理空港、地方管理空港、共用空港又はその他の空港における、航空法施行規則第114条に規定する飛行場灯火（海外認定・表彰制度により認定された海外実績の場合は、航空法施行規則第114条に規定する飛行場灯火と同等の灯火）の設置工事の施工実績又は自衛隊が設置する飛行場における、飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令第9条で規定する飛行場灯火の設置工事

- (2) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。

- 1) 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有するものであること。

監理技術者は、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

- 2) (1) に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、工事の経験は、監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者の経験とする。

- 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 4) 競争に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - 5) 特例監理技術者の配置は認めない。
- (3) 施工計画に係る技術的所見が適正であること。

なお、記述がないものまたは著しく不適正な内容である場合は、競争参加資格を認めない。

- 4) 大阪航空局が発注した電気工事で令和3年4月1日以降に完成した施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。

(入札公告) 別表 1 入札手続きに係る日程等

件名 : 高知空港進入灯台改良その他工事

項目		期間等	入札公告 記載箇所
担当部局		〒540-8559 大阪市中央区大手前3丁目1番41号 大手前合同庁舎11階 国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係 電話番号 06-6937-2708	3. (1)
入札説明書の交付 期間及び方法	交付期間	令和6年3月25日 09時00分～ 令和6年4月8日 17時00分まで 見積りに必要な図面、仕様書等については、競争参加資格の結果の通知に併せて配付する。	3. (3)
	交付方法	1) 電子調達システムにより交付する。 2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記担当部局に問い合わせること。	
申請書、資料の提出 期間、場所及び 方法	申請書 提出期間	令和6年3月25日 ～ 令和6年4月9日 まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。ただし、最終日は14時00分までとする。)	3. (4)
	提出場所	上記担当部局と同じ	
	提出方法	申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。	
入札及び開札の日 時、場所、入札書 の提出方法	入札日時 (電子調達システム)	令和6年5月8日 (09時00分から17時00分までの間。)	3. (5)
	入札日時 (紙入札)	令和6年5月8日 (09時00分から17時00分までの間。)	
	提出方法	電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに上記担当部局あて持参すること。 (郵送又は託送による提出は認めない。) なお、入札書に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。	
	開札日時	令和6年5月9日 14時00分	
	開札場所	大阪航空局 11階 入札室	